

5分

でわかる
生物多様性

三重県



生物多様性って、何？

「生物多様性」は、生物そのものの豊かさです。

このように聞かれたら、皆さんはどのように答えますか？

「地球温暖化」という言葉が「地球が暖かくなってきている“状態”」を示すのと同じで、「生物多様性」という言葉は「多様な生きものが多様な環境に豊かに生息している“状態”」を示しており、現状では、様々な種類の生きものが沢山いること、つまり「生物そのものの豊かさ」でシンプルに理解され、評価されることが多いです。

「生物の豊かさ」は「生態系の豊かさ」に支えられており、「生態系の豊かさ」は「自然環境の豊かさ」に支えられています。

生物が豊かであるには、自然環境が豊かである必要があるのです。

生物多様性は、なぜ大事？

生物多様性保全の基本理念は「保護と利用」です。

食糧、原材料、燃料、薬、衣類、住居などの「暮らしの基礎」、大気、水、土壌などの「生存基盤」・・・私たちは皆、個人・事業者にかかわらず生物多様性の恩恵を受けて生活しており、これらを利用しなければ一日も生きて行くことが出来ません。ですから、将来も継続的に生物多様性からの恩恵が受け続けられるように、その使い方に「節度」を求めよう、というのが基本理念の「保護と利用」に込められた意味なのです。

保全的な視点から「生物多様性」の保護をはかりつつ、「節度ある利用」をしていかない限り、いずれ地球上の生物多様性のバランスは失われ、私たち人間も生存できなくなると言われています。

自然は、一度壊れてしまうと私たち人間の力ではなかなか元に戻すことはできません。現在地球上には数百万～数千万種もの生物がいると言われていますが、一方で年間4万種が絶滅しているとも言われています。これは仮に、現存する生物が4千万種として試算すれば、今後わずか千年で私たち人間も含めた全ての生物が絶滅するという深刻な速さになります。つまり、生物多様性は今、危機に瀕しています。生物多様性を守るのに「生きものが好きか嫌いかな」は問題ではないのです。





生物多様性の現状は？

1 絶滅のおそれのある生きものが、259種増加

平成27年3月に発刊した「三重県レッドデータブック2015」に掲載されている、絶滅のおそれのある生きものの種類は1,742種となっており、「三重県レッドデータブック2005」の1,483種から259種増えています。この増加の原因は、人間活動による県内の自然環境の変化に伴い、野生動植物種の生息・生育状況が変化するとともに、それらを適切に評価する野生生物に関する新たな知見の蓄積が進んだことによるもので、県内の野生生物の置かれている状況は依然として厳しいことが明らかとなりました。

2 多くの外来種が確認されている

三重県では多くの生態系被害防止外来種（※1）が確認されており、ブラックバスやブルーギルによってため池の在来魚種が駆逐された事例や、ミシシippアカミミガメが水路で異常増殖している事例、アライグマによる家屋や農業被害も出ています。これらの外来種が増えた原因は故意かどうかに関わらず、その飼育方法や取り扱いなど、私たち1人1人の行動の積み重ねの結果であると言えます。

3 獣害は深刻さを増し、多様化している

イノシシやニホンザルなどの哺乳類による農林業被害の拡大をはじめ、1990年代以降、ニホンジカの生息密度が高まり、森林生態系が破壊されて、多くの希少野生植物や森林性昆虫類が絶滅の危機に直面しています。また、シベリアイタチやヌートリアなど外来種による生態系の攪乱、人家に住み着いたネズミ類やアライグマなどによる衛生害、ニホンジカの増加や生息域の拡大にともなうヤマビルやダニ類の増加、列車の運行障害などさまざまな被害が生じ、時にはニホンザルによる人身被害も発生しています。

4 津の気温は、1.6℃上昇

三重県の津市では過去100年間に平均気温が約1.6度上昇しており、今後さらにその上昇速度は速くなると言われていますが、これは約300kmの緯度降下に相当する深刻な気候変化です。100年前の三重県は今の北関東から東南部あたりの気温だったということになり、100年後の三重県は今の鹿児島あたりの気温になると考えられます。このように地球規模での環境の変化がもたらされると、ニホンジカの棲息域の拡大や高山植物の消滅など、生物多様性に深刻な影響が生じる可能性があります。



「生物多様性」を守るために

私たちに出来ることは？

問題は「今」、「手元」で起こっており、変化し続けています。
生物多様性の保全は「他の誰か」が「いつかやってくれる」ものではありません。

毎日気をつける15の約束

- 1 生物多様性の意味や、生物多様性に生かされていることを知る・広める
- 2 生物多様性が危機に瀕していることを理解する
- 3 自然環境を悪化させている自覚を持ち、配慮した行動に努める
- 4 事業者は、開発にあたってアセスメントと環境保全措置を実施する
- 5 NPO は、アセスへの意見提出やトラストなど、主張に沿った行動を実施する
- 6 希少種を採集しない
- 7 希少種の売買に関わらない
- 8 生きものの棲息状況は、ブログなどで公表しない（在来種の乱獲を防止）
- 9 外来種に関して正しい知識を持つ・広める
- 10 外来種は全て、野外で放さない（新しい侵略的外来種を生み出さない）
- 11 在来種や生態系に悪影響を及ぼす外来種の駆除をする
- 12 獲ってきた生きものは、元の場所に帰す
- 13 獣害に関して、正しい知識を持つ
- 14 人と獣の関係の変化に、柔軟に対応する
- 15 CO₂を出さない生活を心がける

※1 生態系被害防止外来種：外来生物法で指定された特定外来生物のほかに、侵略性が高く我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれがあるとして、環境省が新たにリストアップした外来種のこと。

※2 侵略的外来種：ブラックバスやミシシippアカミミガメのように、一旦放されると日本の気候に適應して旺盛に増えて、元々の日本の生態系を構成する在来種を脅かしてしまう外来種全般のこと。

Facebook



みえの自然

みえ生物多様性推進プラン

検索

みえ生物多様性推進プランは三重県のホームページに掲載しています。

三重県自然環境保全条例・みえ生物多様性推進プランに関するお問い合わせ、説明会開催のご要望は

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県農林水産部みどり共生推進課 野生生物班

電話：059-224-2578 E-mail：midori@pref.mie.jp

フェイスブック <https://www.facebook.com/mienoshizen/>